附　則

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日

二　第一条に二号を加える改正規定（第六号に係る部分に限る。）　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日

告　示

○総務省財務省告示第一号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月総務省財務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳

本則に次の二号を加える。

五　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約第二十一条1、3及び5から7まで

六　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約第二十二条のA1、3及び5から7まで

附　則

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

一　本則に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約が日本国について効力を生ずる日

二　本則に二号を加える改正規定（第六号に係る部分に限る。）　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日

○外務省告示第三百八十二号

平成二十二年五月二十一日にベルンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書が署名された際、同議定書に関する次の書簡の交換がスイス連邦政府との間に行われた。

平成二十三年十二月二日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百七十一年一月十九日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）並びに本日署名された条約を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）及び条約の議定書に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

1　条約第三条1(k)の規定に関し、

「年金基金又は年金計画」には、次の(a)及び(b)に規定するもの並びに改正議定書及び条約の議定書の署名の日の後に成立した法律に基づいて設立される同一の又は実質的に類似するものを含むことが了解される。

(a)　日本国の次に掲げる法令の規定に従って実施される年金制度又は退職手当に関する共済制度として設立される年金基金又は年金計画

(i)　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

(ii)　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

(iii)　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

(iv)　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

(v)　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

(vi)　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）

(vii)　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）

(viii)　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）

(ix)　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）

(x)　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

(xi)　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）

(xii)　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）

(xiii)　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

(b)　スイスにおいては、次に掲げる法令に基づく年金基金又は年金計画

(i)　千九百四十六年十二月二十日の老齢保険及び遺族保険に関する連邦法

(ii)　千九百五十九年六月十九日の障害保険に関する連邦法

(iii)　二千六年十月六日の老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する補助年金に関する連邦法

(iv)　千九百八十二年六月二十五日の雇用又は自営について支払われる老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する連邦法（職業年金計画を提供する非登録の年金計画を含む。）

(v)　千九百八十二年六月二十五日の雇用又は自営について支払われる老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する連邦法第八十二条の規定に従って、職業年金計画と同等の年金計画と認められる個人の年金計画

さらに、「年金基金又は年金計画」には、投資基金又は投資信託であってその持分の全部が年金基金又は年金計画に所有されるものを含むことが了解される。

2　条約第十一条3(b)の規定に関し、

同条3(b)の規定は、一方の締約国内において生ずる利子であって、他方の締約国の中央銀行による間接融資に係る債権に関し、当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の中央銀行が全面的に所有する機関が受益者であるものについて適用されることが了解される。

3　条約第二十二条のA5(b)(i)の規定に関し、

一方の締約国の居住者が、多国籍企業集団の一部を構成する企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行い、又は当該企業集団の資金供給を行う場合には、当該居住者は、当該企業集団に関し、同条5(b)(i)に規定する要件を満たすものとされることが了解される。

4　この交換公文は、千九百七十一年一月十九日付けの交換公文に代わるものとする。